

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表  
○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第八十六条　〔略〕	（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）
2513　〔略〕	（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）

14 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数（第七項の文書にその名称を記載された政党その他の政治団体の得票総数を含む。次条第十四項及び第一百九十九条の六第二項において同じ。）の算定その他第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

14 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数（第七項の文書にその名称を記載された政党その他の政治団体の得票総数を含む。次条第十四項において同じ。）の算定その他第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（政党の選挙区支部の寄附の禁止）

第一百九十九条の六 次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体の支部で、第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、当該選挙区に係る公職の候補者又は公職の候補者となるうとする者（公職にある者を含む。）が代表者であるもの（第二百四十九条の六において「政党の選挙区支部」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問

〔新設〕

わざ、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となるうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りでない。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。  
2 前項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数及び同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数の算定について必要な事項は、政令で定める。

（政党の選挙区支部の寄附の制限違反）

第一百四十九条の六 政党の選挙区支部が第一百九十九条の六第一項の規定に違反して寄附をしたときは、その政党の選挙区支部の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

（当選人の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪（第二百

〔新設〕

（当選人の選挙犯罪による当選無効）

第二百五十一条 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪（第二百

三十五条の六、第二百三十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百四十九条の六、二百五十二条の二、二百五十二条の三並びに二百五十三条の罪を除く。）を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。

（刑事事件の処理）

第二百五十三条の二 当選人に係るこの章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百三十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百四十九条の六、第二百五十二条の一、第二百五十二条の三並びに第二百五十二条の罪を除く。）、第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者若しくは第二百五十二条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等に係る第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条若しくは第二百二十三条の二の罪、出納責任者に係る第二百四十七条の罪又は第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者に係る第二百二十一条から第二百二十二条の二まで、第二百一十五条、第二百一十六条、第二百三十九条第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百三十九条の二の罪に関する刑事事件については、訴訟の判決は、

（刑事事件の処理）

三十五条の六、第二百三十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。)を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。

事件を受理した日から百日以内にこれをするよう努めなければならぬ。

2  
•  
3

### (当選人等の処刑の通知)

三百五十五条の六、第二百三十六条の二、第二百四十五条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百四十九条の六、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。）を犯し刑に処せられたとき、第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者若しくは第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等が第二百二十二条、第二百二十三条规定、第二百二十三条若しくは第二百二十三条の二の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二百四十七条の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、第二百二十五条、第二百二十六条规定、第二百三十九条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、裁判所の長は、その旨を総務大臣に通知し、かつ、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会に、参議院合同選挙区選挙については合同選挙区都道府県の知

ら百日以内にこれをするよう努めなければならない。

2  
•  
3

### (当選人等の処刑の通知)

三百五十四条、当選人がその選挙に関するこの章に掲げる罪（第二百四十九条の六、第二百三十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。）を犯し刑に処せられたとき、第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者若しくは第二百五十一条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等が第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条若しくは第二百二十三条の一の罪を犯し刑に処せられたとき、出納貢任者が第二百四十七条の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百三十九条第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、裁判所の長は、その旨を総務大臣に通知し、かつ、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会に、参議院合同選挙区選挙については合同選挙区都道府県の知事を経て当該選挙

事を経て当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会に、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。衆議院議員又は参議院議員たる当選人が刑に処せられた場合においては衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員たる当選人が刑に処せられた場合においては当該議会の議長に、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であつたものに係る第二百五十二条第一項各号に掲げる者、第二百五十五条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等又は出納責任者が刑に処せられた場合には中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会に、この法律に定めるその他の選挙については関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。衆議院議員又は参議院議員たる当選人が刑に処せられた場合においては衆議院議長に、地方公共団体の議会の議員たる当選人が刑に処せられた場合においては当該議会の議長に、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつた者で当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者であつたものに係る第二百五十五条の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等又は出納責任者が刑に処せられた場合には中央選挙管理会に、併せて通知しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十四条、第二十五条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十四条、第二十五条、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三项、第四项及び第六项（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第十九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第一百八条第二項の規定を除く。）、第一百十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、</p>	<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十四条、第二十五条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十四条、第二十五条、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三项、第四项及び第六项（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第十九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第一百八条第二項の規定を除く。）、第一百十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、</p>

第百六十六条（議員又は當選人が全てない場合の一般選挙）、第一百七条（設置選挙）、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十二条第一項及び第二項、第一百三十二条から第一百三十七条まで、第一百三十七条の三、第一百三十八条、第一百四十条の二、第一百四十八条の二、第一百六十一条第一項、第三項及び第四項、第一百六十四条の六、第一百六十六条、第一百七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第一百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第一百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十二条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十五条の四、第一百五十二条の二、第一百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第一百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第一百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第一百七十条の二（不在者投票の時間）、第

二百七十三条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第二百五十一 条	この章に掲げる罪（第 二百三十五条の六、第 二百三十六条の二、第 二百四十五条、第二百 四十六条第二号から 第九号まで、第二百四 十八条、第二百四十九 条の二第三項から第 五項まで及び第七項、 第二百四十九条の三、 第二百四十九条の四、 第二百四十九条の五 第一項及び第三項、第	漁業法第九十四条に おいて準用する第十 六章に掲げる罪（第二 百四十五条の罪を除 く。）
二百五十二 条	この章に掲げる罪（第 二百三十五条の六、第 二百三十六条の二、第 二百四十五条、第二百 四十六条第二号から 第九号まで、第二百四 十八条、第二百四十九 条の二第三項から第 五項まで及び第七項、 第二百四十九条の三、 第二百四十九条の四、 第二百四十九条の五 第一項及び第三項、第	漁業法第九十四条に おいて準用する第十 六章に掲げる罪（第二 百四十五条の罪を除 く。）
二百五十三 条	この章に掲げる罪（第 二百三十五条の六、第 二百三十六条の二、第 二百四十五条、第二百 四十六条第二号から 第九号まで、第二百四 十八条、第二百四十九 条の二第三項から第 五項まで及び第七項、 第二百四十九条の三、 第二百四十九条の四、 第二百四十九条の五 第一項及び第三項、第	漁業法第九十四条に おいて準用する第十 六章に掲げる罪（第二 百四十五条の罪を除 く。）
二百五十四 条	この章に掲げる罪（第 二百三十五条の六、第 二百三十六条の二、第 二百四十五条、第二百 四十六条第二号から 第九号まで、第二百四 十八条、第二百四十九 条の二第三項から第 五項まで及び第七項、 第二百四十九条の三、 第二百四十九条の四、 第二百四十九条の五 第一項及び第三項、第	漁業法第九十四条に おいて準用する第十 六章に掲げる罪（第二 百四十五条の罪を除 く。）

二百七十条の三(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十二条(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に關する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百五十一 条	〔略〕
この章に掲げる罪（第 二百三十五条の六、第 二百三十六条の二、第 二百四十五条、第二百 四十六条第二号から 第九号まで、第二百四 十八条、第二百四十九 条の二第三項から第 五項まで及び第七項、 第二百四十九条の三、 第二百四十九条の四、 第二百四十九条の五 第一項及び第三項、第	〔略〕

二百四十九条の六、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。)	〔略〕	二百五十三条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。)
この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百三十六条の一、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五、第一項及び第三項、第二百四十九条の六、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の五、第一項及び第三項、第二百四十九条の五、第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。）	〔略〕	漁業法第九十四条において準用する第六章に掲げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）

二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。)	〔略〕	二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。)
この章に掲げる罪（第二百三十五条の六、第二百三十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五、第一項及び第三項、第二百四十九条の六、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の五、第一項及び第三項、第二百四十九条の五、第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。）	〔略〕	漁業法第九十四条において準用する第六章に掲げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）

第二百五十四 条	第二百五十一条の二 第一項各号	二百五十二条の三並 びに第二百五十三条 の罪を除く。）
この章に掲げる罪（第 二百三十五条の六、第 二百三十六条の一、第 二百四十五条、第二百 四十六条第二号から 第九号まで、第二百四 十八条、第一百四十九 条の二第三項から第 五項まで及び第七項、 第二百四十九条の三、 第二百四十九条の四、 第二百四十九条の五 第一項及び第三項、第 二百四十九条の六、第 二百五十二条の二、第 二百五十二条の三並	漁業法第九十四条に おいて準用する第十 六章に掲げる罪（第二 百四十五条の罪を除 く。）	漁業法第九十四条に おいて準用する第十 六章に掲げる罪（第二 百四十五条の罪を除 く。）

第二百五十四 条	第二百五十一条の二 第一項各号	二百五十二条の三並 びに第二百五十三条 の罪を除く。）
この章に掲げる罪（第 二百三十五条の六、第 二百三十六条の一、第 二百四十五条、第二百 四十六条第二号から 第九号まで、第二百四 十八条、第一百四十九 条の二第三項から第 五項まで及び第七項、 第二百四十九条の三、 第二百四十九条の四、 第二百四十九条の五 第一項及び第三項、第 二百四十九条の六、第 二百五十二条の二、第 二百五十二条の三並	漁業法第九十四条に おいて準用する第十 六章に掲げる罪（第二 百四十五条の罪を除 く。）	漁業法第九十四条に おいて準用する第十 六章に掲げる罪（第二 百四十五条の罪を除 く。）

〔略〕			二百五十二条の三並 びに第二百五十三条 の罪を除く。）
〔略〕	第二百五十一条の二 第一項各号	第二百五十一条の二 第一項第一号、第三号	及び第四号
〔略〕			

〔略〕			びに第二百五十三条 の罪を除く。）
〔略〕	第二百五十一条の二 第一項各号	第二百五十一条の二 第一項第一号、第三号	及び第四号
〔略〕			